

令和元年（行コ）第143号損害賠償請求事件（住民訴訟）

控訴人 国分寺市長 XXXXXXX

被控訴人 XXXXXXX外1名

参加人 XXXXXXX

令和元年7月27日

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

被控訴人 (一審原告) XXXXXXX

同 XXXXXXX

## 被控訴人 証拠申出書（反対尋問）

頭書事件について、被控訴人は次のとおり証拠の申出をします。

### 1 人証の表示

氏名 補助参加人 XXXXXXXXXXXXXXXX

住所 〒XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

証人（反対尋問・予定時間 50分）

### 2 証明しようとする事実（反対尋問の趣旨）

補助参加人の証人への主尋問に対して反対尋問を行い、主尋問における供述の信用性を争うために、また主尋問に現れた事項およびこれに関連する事項ならびに証人の供述の証明力を争うために必要な事項について行う。

### 3 尋問事項 別紙のとおり

## 尋 問 事 項

証人 補助参加人

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

1. 本件図書館分館設置における証人の違法性の認識、および出店阻止の意思についての求釈明。
2. 教育委員会に対し、証人が「早急に」と審議を急ぐよう要請したのはどのような目的と理由からか。
3. 証人は本件図書館設置の執行につき、十分な調査を行い慎重で適正な執行を行うつもりだったかどうかの求釈明。
4. 証人と市長部局、樋口政策部長だけでなく鈴木助役も含む市長部局の働き、本件行政執行における協働関係について。
5. 市長部局が順次行っていた「法律相談」について。証人が存在を知った経緯と、知った後の証人の行動について。（甲17）
6. 主尋問の「尋問事項（4）」について、「（証人は）何に従ったとしているのか」を明確にして欲しい。「田中弁護士の意見」とは何か。法律相談から田中弁護士の意見だけが報告されていたという意味なのか。それとも田中弁護士のものだけが唯一の法律的な意見だと聞かされていたとするのか、参加人の尋問内容がはっきりしないため。
7. 証人の「（法律相談資料を）もっと早く見ていたら違うことをした」という趣旨の陳述を今回しているが、これを見た当時の12月4日に問題があるとは思わなかったのか。
8. 鈴木助役は証人の出席している本会議で「訴えられても負けないということですので」と答弁しているが、証人は12月4日に

本件法律相談資料を見て違法性を感じていたのに、鈴木助役の答弁が間違っているとは思わなかったのか。

9. 市議会と証人との関係が対立的であったこと。
10. 代表者会議・本会議での証人の発言についての求釈明。
11. 議事録を見ると「図書館の分館の設置条例を提案したい」とだけ須崎議長が発言していて、証人はすぐに予算付けに応じた。議員提案の理由もその中身も場所さえ説明がなく、可決成立すらされていない段階で予算を付けを表明することはおかしいが、証人が内容を確認しようとしなかったのはなぜか。
12. 「御理解と御支援を賜りたい」「事業者と折衝をする必要もあると考えている」「風営法の対抗については弱い」などとの、証人がした議会発言の真意と、条例成立後の証人の議会への謝意表明について。
13. 浜友観光は先の裁判で、市の職員から「市長は特定の事業者と会うつもりはない」と伝えられたと述べている。証人はハナから事業者らと会うつもりはなかったのに、折衝を行なうつもりがあるかのように議会で答弁したことになる。それはなぜか。
14. 証人は議会の行動を後押しするだけのために「自分も折衝を行なうつもりがある」と発言したのではないか。
15. 証人は、図書館の設置によって、憲法で保障されている個人が自由に営業する権利を侵害すると考えなかったのか。
16. 国分寺市民に対する説明責任について証人が考えること。
17. その他、本件に関する一切の事項。

以上